

# MSW通信 2025.12月号

発行日 2025年（令和7年）12月30日

発行者 高知県医療ソーシャルワーカー協会

事務局 高知市本町4丁目1番37号丸ノ内ビル内 高知県社会福祉センター3F

FAX: 088-871-5100

事務局 E-mail: kochi\_msw2017@yahoo.co.jp (お問い合わせ・各種届)

MSW 通信部会 E-mail: kochimsw@yahoo.co.jp (MSW 通信への記事投稿)

会報部会 E-mail: kaihou\_kochi@yahoo.co.jp (会報 医療社会事業への投稿資料提供)

URL: <http://www.kochi-msw.com/>

## ご案内

「令和7年度会費引き落とし」について、2回目引落し日は  
令和8年1月27日です。

まだ引落しにされていない方は、便利な口座引落し、ぜひご検討ください。

### 「協会年会費 直接入金のお願い」

今年度会費を直接お振込み予定の方につきまして

納入依頼を送付いたしましたのでみやかにご入金いただければ幸いです。

よろしくお願ひいたします。

#### 会費振込口座

・銀行支店名:四国銀行 上町支店

・口座名義:高知県医療ソーシャルワーカー協会会長中本雅彦

・預金種別:普 通 ・口座番号:5110175

## 報 告

### 『理事会』

【日 時】令和7年12月10日(木) 19:00~

【開催方法】オンライン(ZOOMミーティング使用)

【参加者】理事:中本・佐々木・高原・森田・小柴・秋田・大熊・稻田・島村・島田・宮地・大倉

出席理事:11名 理事会成立

事務局:村松・清水



## 【議題】

### 1. 部会活動報告(事業計画・報告検討)

① 社会資源調査研究部会(森田理事) 令和7年11月26日(木) 17:45~ リモート開催  
・病床機能調査について: 県のホームページは更新なし→R5年県公開の病床機能データ+R3年に部会で作成した高知県内病院一覧の情報を元に調査。R8年1月1日時点の状況を年明けから聞き取りしていく。  
部内で担当を割り振り、データを元に聞き取り確認をしていく。締切りを2月13日(金)とする。  
次回開催: 令和8年1月29日(水) 17:45~

② 生涯研修部会: (秋田理事) 令和7年11月19日(水) 19:00~20:00 リモート開催  
・専門研修について: 講師案として、大阪 石田クリニック MSW/カウンセラー 竹内一夫氏に部員栗坂氏から打診予定。講義内容については、スーパービジョン、アセスメント、事例検討、面接技術など  
・基礎研修医療コースについて: 医大と共に催のかたちで相談中。  
・新人研修フォローアップ研修: 3/7(土) 午後を予定。→新人研修の講師(近森病院 小林氏、医療センター 藤井氏)へ打診する。  
次回開催: 令和7年12月17日(水) 19:00~ zoom

③ 月例部会: (大熊理事) 令和7年12月9日(火) 18:30~リモート開催  
・2月例会について: 高知県立大学学生の実習発表・実習に関する報告(高知医療センター)  
日時: 2月7日(土) 14:00~15:30 13:30~受付 会場: 高知県立大学 社会福祉学部棟E103  
参加対象: 会員 部内でそれぞれの担当決定  
広報案内について、チラシを協会会員へFAX(事務局担当)  
次回開催: 令和8年2月17日(火) 18:30~ zoom

④ 会報部会: (稻田理事) 令和7年12月2日(火) 19:00~19:50 対面開催  
・ページ数減案(64号は全133ページ)大久保プリントへ予算内で可能なページ数を確認。文字数も縮小検討。  
・職場紹介・お楽しみコーナーは一旦休止。温故知新や他内容は継続。会則は終了。  
・新企画検討【案】・テーマを一つ決め、会員からの声を載せる。・SWの魅力って? SWってどんな人?・SWへ一言など…。名前は伏せて、所属機関だけ載せる。・干支が一緒の会員でまとめる。  
部内で担当決定、発送は夏を目標。(前回8/8に発送した)  
次回開催: 令和8年1月13日(火)又は1月22日(木)で日程調整中 対面/zoomにて

⑤ 財務部会: R7年12月5日(金) 18:30~ 事務局と1月末会費引き落し(リコリース)会計作業  
次回開催: 令和8年1月 理事会前に開催予定

⑥ 広報部会: (通信・HP・SNS)  
・HP更新 11/27×4回 ・ 12/3×3回 ・ 12/4×3回 ・ 12/5×1回 ・ 12/10×2回 計13件  
・ライン更新計9回 研修・トピック情報 ホームページとのリンク内容  
・通信発行 11月号 11月30日発行 12月5日 HP掲載  
・通信編集後記、理事の当番確認 11月 佐々木副会長→ 12月 高原副会長

⑦ 大会部会: (島田理事) R7年12月8日(水) 19:00~ リモート開催  
・大会記念シンポジウム: 今だからこそ身近に感じて学ぼう! 「災害時のソーシャルワーク」~災害関連団体の支援を学ぶ~。

3団体に団体紹介、支援内容を説明してもらい、グループワークへつなげていく。

DPAT（精神医療チーム）はあき総合病院の笠岡氏

DWAT（福祉支援チーム）は鳴川氏。

KORAT（リハビリテーションチーム）は田野病院の森下氏。

内容について、各団体の役割・機能と課題、能登半島地震の具体的実践、南海トラフ地震への備え、災害時に被災地の医療ソーシャルワーカーとの協働内容など

行政説明：県へ依頼 高知県健康対策部保健対策課災害医療対策室 室長 藤本氏

開催日時：令和8年2月28日（土）13:30～17:10

部会内で役割分担を決定していく。

案内チラシ名義後援について：高知県地域福祉政策課 高知市市長部局あて（事務局担当）

次回開催：令和8年1月予定 リモート

## 2. 他団体関係機関からのお知らせ・案内・名義後援等

- ・日本医療ソーシャルワーカー協会：2025年度第2回都道府県協会 研修担当者会議ご案内
- ・日本医療ソーシャルワーカー協会：ソーシャルワーカー協会ニュースNo.R7\_3
- ・（一社）神奈川県医療ソーシャルワーカー協会：機関誌「MSW かながわ」の送付について
- ・（公社）認知症の人と家族の会：「安心できる介護保険制度を求める著名2025」へのご協力のお願い
- ・高知県健康政策部在宅医療推進課：令和7年度「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」におけるグループワーク研修会への受講者の推薦について
- ・高知県社会福祉協議会：令和7年度職員採用試験について
- ・高知市雇用創出促進協議会：市場拡大と営業力強化に向けた地域内企業への実践型支援
- ・高知市在宅医療介護支援センター：第9回高知市在宅医療・介護連携推進のための多職種研修会（R8年1月24日（土）13:30～15:30 オンライン開催へ変更）

## 3. 協会代表者派遣

- ・ふくしフェア第4回実行委員会 R7.12.4 10:00～12:00 ふくし交流プラザ 秋田理事（中本会長：老健協議会代表兼務）
- ・高知県難病対策地域協議会 12月1日（月）前田氏



### 『会員動向』

氏名	種別	内 容
池田 典子 氏	入 会	南国中央病院
高岡 桜 氏	変 更	所属先変更 大豊町役場住民課 → 大豊町役場地域福祉課
大崎 曜 氏	変 更	所属先変更 細木病院 → 自宅会員
大崎 歩 氏	退 会	岡豊病院

次回理事会：R年1月15日（木）19:00～ MSW事務局にて対面&リモート開催

## 2月例会のお知らせ

高知県医療ソーシャルワーカー協会 2025 年度 2 月例会

# 医療分野における実習報告と 実習病院からの報告

(ソーシャルワーク実習 II・III)

日時：2026年2月7日（土）

14:00～15:30（13:30～受付）

場所：高知県立大学社会福祉学部棟 1 階

E103 教室

※対面開催のみです ※場所は別紙をご参照ください

プログラム：14:00～15:00 学生による実習発表（社会福祉学部3回生）

15:00～15:30 高知医療センターからの報告

会員皆様のご協力、お力添えがあり、今年度は 13 名の学生が病院で実習することができました。ぜひ学生から実習の学びを聴いて頂き、今後の教育にお役立てください。また今年度より実習プログラムを作成し、学生を受け入れてくれた病院が沢山あります。高知医療センターはその 1 つで、高知医療センターより実習プログラムの取り組みについて報告して頂きます。実習を受けていない病院、実習プログラムを作成していない病院も大歓迎です。学生一同お待ちしています。

申し込み（FAX またはメール）問合わせ先

申し込み：①FAX（別途）

②メール ⇒ [ooguma\\_erina@cc.u-kochi.ac.jp](mailto:ooguma_erina@cc.u-kochi.ac.jp)

※所属、氏名、連絡先を明記してください。

申し込み期日：1月30日（金）まで

問合わせ先：この研修に関してご意見、ご質問がある方は下記までご連絡ください。

高知県立大学 社会福祉学部 大熊絵理菜

研究室直通：088-847-8620

福祉実習支援室直通（平日 9:00～17:00）：088-847-8728

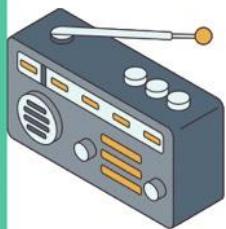
# 高知県医療ソーシャルワーカー大会 事前勉強会

今だからこそ身近に感じで学ぼう!  
災害時のソーシャルワーカーワーク  
～災害関連団体の支援を学ぶ～

# 2025

1月 22日 木 18:30スタート

会場: ZOOMミーティングオンライン  
ミーティングID: 945 3211 8190  
パスコード: 918292  
※申し込み不要



## content

### 講演

大規模災害発生時の急性期から亜急性期の支援について  
～DMATの視点～

高橋武史 TAKAHASI TAKESI

高知大学医学部附属病院 ソーシャルワーカー



### お問合せ

電話: 0887-38-7111(田野病院 地域医療連携室 島村)

主催: 高知県医療ソーシャルワーカー協会

MSW 通信への記事投稿お待ちしています！

会員で共有したいことや全国のソーシャルワーカー仲間、関係者、国民にお伝えしたいことがあれば先ずはご相談ください。

送付先は通信 yahoo アドレス [kochimsw@yahoo.co.jp](mailto:kochimsw@yahoo.co.jp)

## 編集後記

新しいカレンダーをめくり、日常が動き出しました。とはいって、私の頭はまだ「お正月」ののんびりした空気を引きずっているようです。心身ともに現実のスピード感に追いつくには、あともう一息といったところでしょうか。本格的な忙しさが戻ってきた昨今ですが、一日の終わりに温かい夕食を囲むひとときが、今まで以上に贅沢なものに感じられる今日この頃です。

## 高知県医療ソーシャルワーカー協会会員 LINE !

高知県医療ソーシャルワーカー協会 広報用LINEアカウント  
「MSW通信web」への登録のお願い

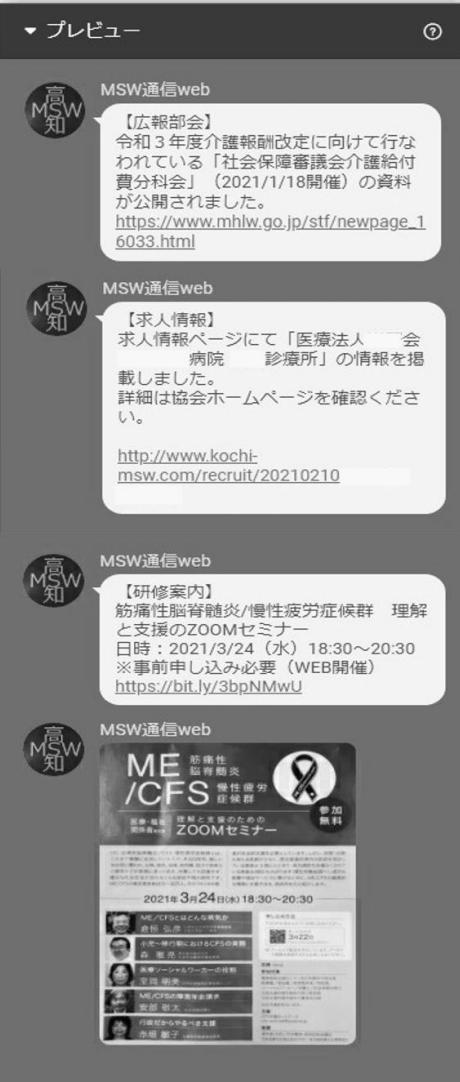
会員の皆様

このたび、協会の情報発信の効率化、迅速化を図るために、LINEアプリにて協会の情報発信を行なうこととなりました。

会員の役に立つ様々な情報を日々配信していきますので、ぜひ以下のQRコードから登録をお願い致します。

設定方法などご不明の点があれば、協会広報部会までお問い合わせください。

問い合わせ先) 広報部会  
高知大学医学部附属病院  
地域医療連携室 前田/高原 088-880-2701



# 高知県医療社会事業協会会則

## 第一章 総 則

### 第一条 (名称及び事務所)

この会は、高知県医療社会事業協会といふ、事務所を置く。

### 第二条 (目的)

この会は、医療社会事業の正しい発展を期するため、会員相互の協力により、その資質を高め地位の確立を図り、もって公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 第三条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 医療社会事業の普及・啓発に関する事。
2. 医療社会事業の調査・研究に関する事。
3. 医療社会事業従事者の業務内容の調整と、会員の知識の向上に関する事。
4. 定期刊行物の発行に関する事。
5. 関係諸機関との連絡調整に関する事。
6. その他目的達成に関する事。

## 第二章 会 員

### 第四条 (正会員)

1. この会の正会員は、次の各号の一つに該当し、入会届を提出したものとする。
  - (1) 社会福祉を学問的基盤とし、現に医療社会事業に従事するもの、または、その経験を有するもの。
  - (2) その他理事会で適当と認めたもの。
2. 正会員は次の義務を有する。
  - (1) 年会員費を納める。
  - (2) 本会の定めた会に出席しなければならない。

### 3. 退 会

- (1) 退会は退会届により認める。
- (2) 二年以上の会費未納者については、確認のうえ退会とする。
- (3) その他理事会の認めた場合。

### 4. 会費は総会の定めた額とする。

### 第五条 (賛助会員)

1. この会の主旨に賛同する団体・個人は、入会届を提出のうえ、理事会の承認を得て賛助会員とすることができます。
2. 会費は総会の定めた額とする。

## 第三章 役 員

### 第六条 (種類及び定数)

本会の役員は次のものとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 7名  
(理事のうち1名は事務局長、1名は会計を兼ねる)
4. 監事 2名
5. 名誉会長を置くことができる。

### 第七条 (任 務)

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会務を運営し執行する。
4. 監事は、会務を監査する。

### 第八条 (役員の選出)

1. 役員は会員の中から選出する。
2. 役員は理事10名、監事2名を選出し、理事の互選により、会長、副会長、を決定する。
3. 選挙は別に定める選挙規定による。

## 第九条 (任 務)

- 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。補欠により役員に就任したものの任期は、前任者の残留期間とする。
- 任期開始6カ月末満時点に欠員を生じた場合、次点を繰上げ当選とする。
  - 残留期間6カ月末満の場合は、欠員補充を行わない。
  - その他の期間においては、推薦の上、信任投票を行う。

## 第十条 (顧 問)

この会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

## 第四章 運 営

### 第十一条 (機 関)

この会に次の機関を置く。

- 総会
- 理事会

### 第十二条 (総 会)

定例総会は、会長が毎年一回招集し、会員の過半数が出席し、議事は出席者の二分の一以上で決す。

理事の過半数または、会員の四分の一以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

### 第十三条 (付議事項)

- 会則の変更
- 事業計画案
- 予算・決算
- その他重要な事項

### 第十四条 (理事会)

総会決定事項及び会務の審議執行のため、理事会を置く。

- 理事会は必要に応じて会長が招集し、会長・副会長・理事をもって構成する。

- 理事会は理事の過半数で成立し、議事は出席者の三分の二以上で決する。

## 第五章 会 計

### 第十五条 (経 費)

この会の経費は、会費及び寄付、その他の収入をもってこれに充てる。

### 第十六条 (会計年度)

この会の会計は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第六章 補 足

### 第十七条

この会の会則にない事項は、全て理事会の提案に基づき総会で決す。

### 【付 則】

この会則は、昭和35年2月22日から施行する。

- 昭和59年4月1日
- 昭和62年4月1日
- 平成2年4月1日
- 平成6年4月1日
- 平成8年4月1日
- 平成11年4月1日
- 平成14年4月1日
- 平成16年4月1日

### 【選挙規定】

- 選挙に当たっては、役員外より選挙委員3名を理事会が推薦委嘱する。
- 選挙管理委員は、立候補並びに推薦候補にはなれない。